

春日井市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条及び第11条の2に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号。以下「省令」という。）の例による。

(国又は地方公共団体の機関による閲覧の請求)

第3条 省令第1条第1項に定める公文書は、次に掲げる閲覧請求の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 次号に掲げる閲覧請求以外の閲覧請求 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について（第1号様式その1）
- (2) 犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である閲覧請求 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について（第1号様式その2）

(個人又は法人による閲覧の申出)

第4条 省令第2条第1項に定める市長が適当と認める書類は、住民基本台帳閲覧申出書（第2号様式）とする。

- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えて、閲覧をしようとする日（以下「閲覧希望日」という。）の属する月の前月の初日から閲覧希望日の7開庁日（春日井市の休日を定める条例（平成2年春日井市条例第18号）第1項の休日（第7条において「休日」という。）以外の日をいう。）前までの間に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、その期間を短縮することができる。

- (1) 個人情報保護に関する誓約書（第3号様式）
- (2) 調査等の内容がわかる資料
- (3) 委託を受けて調査等を行う場合には、委託契約書の写し
- (4) 申出者が法人の場合は、調査内容と申出者の事業内容が同一であることがわかる書類
- (5) 個人情報保護に関する対応のわかる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、法第11条の2第1項の申出があった場合は、速やかにその内容を審査し、閲覧の可否を決定し、閲覧審査結果通知書（第4号様式）により当該申出者に通知するものとする。

4 前項の場合において、市長は、閲覧を承認したときは、閲覧者照会書（第5号様式）により、法第11条の2第2項第3号の閲覧者に通知するものとする。
（閲覧に供する台帳）

第5条 閲覧に供する住民基本台帳の一部の写しは、住民基本台帳の記載事項のうち、住所、氏名、生年月日及び性別を記載した一覧表（以下「閲覧用リスト」という。）によるものとする。ただし、春日井市暴力行為及びストーカー行為等による被害者に対する住民基本台帳事務に係る支援措置に関する要綱（平成16年7月1日施行）第6条第1項及び第11条第3項に規定する支援措置を講じている者は、閲覧用リストから除外するものとする。

（公益目的以外の閲覧）

第6条 法第11条の2第1項第3号に規定する市長が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 訴訟を提起する際の相手方の居住関係の確認
- (2) その他特別の事情による居住関係の確認（住民基本台帳の一部の写しの閲覧以外に手段がないと市長が認める場合に限る。）

（閲覧の日時等）

第7条 閲覧日は、休日その他執務に支障がある日を除くものとする。

- 2 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- 3 閲覧は、同一申出者につき月に5日までとする。
- 4 同時に閲覧できる閲覧者は、1名とする。
- 5 閲覧者は、同時に複数の申出者に係る閲覧をすることはできない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(閲覧の方法等)

第8条 閲覧は、市長が指定した場所で行うこととする。

- 2 閲覧者が閲覧の内容を記録する場合は、閲覧転記用紙（第6号様式）により行わなければならない。
- 3 閲覧に際しては、次に定める事項を遵守することとする。
 - (1) 閲覧用リストの抜き取り、書き加えを行わないこと。
 - (2) 写真撮影、複写機等による複写、電子読取装置による読取り及び録音機による録音等を行わないこと。
- 4 閲覧者は、閲覧が終了したときは、その閲覧内容を市長に報告しなければならない。

(閲覧の拒否)

第9条 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該閲覧者の閲覧を中止し、閲覧内容の記録を回収し、又は消去することができる。

- (1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 閲覧者が手数料を納入しないとき。
- 2 市長は、前項の規定により閲覧の中止を命じられた者については、以後の申出を拒否することができるものとする。閲覧を委託した場合の申出者も同様とする。

(閲覧の状況の公表)

第10条 法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づく閲覧の状況の公

表は、前年度の閲覧状況について毎年7月末までに市役所前掲示板への掲示及びホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 平成19年度における第9条の適用については、同条中「前年度」を「平成18年11月1日から平成19年3月31日まで」と読み替える。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市暴力行為及びストーカー行為等による被害者に対する住民基本台帳事務に係る支援措置に関する要綱及び春日井市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市暴力行為及びストーカー行為等による被害者に対する住民基本台帳事務に係る支援措置に関する要綱及び春日井市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま

又は所要の訂正をして使用することがある。